

標 題 : 本部主催会議・集会における自治労本部のハラスメント対応について
発信番号 : 自治労発2024第1433号
発信日付 : 2024年11月28日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

日頃の取り組みに敬意を表します。

標記対応について、別添のとおり、自治労本部中央執行委員会（2024年11月25日）で確認しました。

自治労本部主催会議・集会にかかる自治労本部の対応については、以下の対応をはかります。
なお、本件については、第2回県本部代表者会議（2025年1月14日（火））で報告いたします。
各県本部・単組、組合員の皆様へのご周知、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 経過

この間、自治労本部主催会議・集会において、県本部・単組参加者の間で、複数回、ハラスメント行為（疑いを含む）の訴えを受けています。

過去の事案では、懇親会をきっかけとして、泥酔状態の参加者から、不必要な身体接触を受けた、性的言動を受けた、とする訴えを受けています。

ハラスメントの撲滅を掲げる自治労本部として、これ以上の深刻な事案を生じさせてはならないため、酒宴をともなう懇親会を全面的に禁止すべき状況にあると認識しています。

しかし、組合員相互の交流は重要と考え、最低限の措置として、以下の対応をとることとします。

2. 酒宴をともなう懇親会の対応

自治労本部主催会議・集会の際に付随して行う酒宴のともなう懇親会は、自治労本部、県本部、単組の主催、若しくは、私的に行う懇親会も含めて、一次会までとします。

二次会は、いずれの主催であっても、禁止とします。

現段階において、自治労本部としては、酒宴をともなう一次会は禁止としませんが、極力、酒宴によらない形式での懇親の場の設定を追求します。

3. 酒宴をともなう懇親会の対応とスケジュール

2025年8月末まで試行として行い、その後のあり方は、試行期間の状況をみて正式に決定します。

4. 本部主催会議・集会でハラスメント行為の訴えを受けた際の自治労本部の対応

自治労本部役職員の対応指針を策定し、対応します。

5. 本件に対するお問い合わせ

自治労本部総合企画総務局
八巻局長、角本
TEL03-3263-0262

添付ファイル :
20241125【中央執行委員会確認】本部主催会議の本部ハラスメント対応方針案.docx